別表1 個人の知見を判断する基準

分野	基準 (一つ以上該当すること)
	(1)学識経験者
	(2)国又は地方公共団体の策定する森林保護策定業務に従事したもの
	(3)行政職員として森林保護に係る業務に通算5年を超える期間従事し
	たもの
森林保護	(4)環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの
	(5)林業関係の技術士の資格を有するもの
	(6)森林インストラクターの資格を有するもの
	(7)森林保護に関連する業務に主として3年以上従事したもの
	(8)その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
自然観察	(1)学識経験者
	(2)行政職員として自然観察に係る業務に通算5年を超える期間従事し
	たもの
	(3)環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの
	(4)自然保護・自然観察指導員の資格を有するもの
	(5)自然観察に関連する業務に主として3年以上従事したもの
	(6)その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
ビオトープ	(1)学識経験者
	(2)行政職員としてビオトープに係る業務に通算5年を超える期間従事
	したもの
	(3)環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの
	(4)管理士の資格を有するもの
	(5)ビオトープに関連する業務に主として3年以上従事したもの
	(6)その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
鳥獣保護	(1)学識経験者
	(2)獣医師もしくは動物園等で飼育などに携わるもの
	(3)行政職員として鳥獣保護に係る業務に通算5年を超える期間従事し
	たもの
	(4)環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの
	(5)県より鳥獣保護員の委嘱を受けているもの
	(6)県より傷病野生鳥獣の保護サポーターの認定を受けているもの
	(7)鳥獣保護に関連する業務に主として3年以上従事したもの
	(8)その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの

別表 2 法人の知見を判断する基準

分野	基準(一つ以上該当すること)
森林保護	(1)営利を目的としないものであって、森林保護に関する活動に対し、
	富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの
	(2)その他市長が認めるもの
自然観察	(1)博物館法(昭和26年12月1日法律第285号)第2条に基づき登録
	を受けたもの
	(2)営利を目的としないものであって、自然観察に関する活動に対し、
	富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの
	(3)その他市長が認めるもの
ビオトープ	(1)営利を目的としないものであって、ビオトープに関する活動に対し、
	富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの
	(2)その他市長が認めるもの
鳥獣保護	(1)営利を目的としないものであって、鳥獣保護に関する活動に対し、
	富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの
	(2)その他市長が認めるもの